

訪問型サービスに係る人員・設備・運営基準等

サービスの種類	現行相当のサービス					基準を緩和したサービス（A）					
サービスの内容	現行どおり（身体介護・専門職による生活援助）					生活援助					
人員・設備・運営基準	現行どおり（国のガイドラインどおり）					国の緩和ガイドラインどおり					
単価設定	単価詳細		対象者			単価詳細			対象者		
	週1回程度	現行どおり	事業対象者（※）	要支援1	要支援2	週1回程度	220単位／回	【月上旬 968単位】	事業対象者（※）	要支援1	要支援2
	週2回程度	現行どおり	事業対象者（※）	要支援1	要支援2	週2回程度	224単位／回	【月上旬 1,936単位】	事業対象者（※）	要支援1	要支援2
	週2回超え	現行どおり	事業対象者（※）	要支援2	－	週2回超え	237単位／回	【月上旬 3,072単位】	事業対象者（※）	要支援2	－
	【月途中に関する取り扱い（新設）】 月途中でのサービス開始や廃止については、下記のとおり利用回数に乗じて算定する。										
	週1回程度 266単位／回										
	週2回程度 270単位／回										
	週2回超え 285単位／回										
加算・減算	現行どおり					加算／なし 減算／同一建物利用者等減算 100分の90を乗じる					
利用者負担	現行どおり（1割または2割）					1割または2割					

（※）【事業対象者】とは、65歳以上の者で、心身の状態やその置かれている環境、その他の状況から、要支援（要介護）区分に該当する一歩手前の者をいい、介護予防に関する援助を行う必要性が高い者をいう。なお、【事業対象者】の判別については、厚生労働省が作成した《基本チェックリスト》と呼ばれる25項目の質問から構成される調査票をもって行い、判定する。